

鳥獣捕獲等許可等申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所  
職 業  
氏 名 記名押印又は署名  
(法人にあつては、主たる  
事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)  
年 月 日 生

次のとおり (鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可) (従事者証の交付) を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (第9条第2項) (第9条第8項) の規定により申請します。

捕獲等鳥獣又は採取等する鳥類の卵	種 数	類 量	
目	的		
期	間		
区	域		
方	法		
捕獲個体の処理方法			
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に掲げる場所又は猟区内で捕獲等又は採取等しようとする場合は、その場所の位置、名称及び理由又は猟区設定者の承認			
従事者 (法人の場合に記入する)			
銃器を使用する場合は、銃砲所持許可証の番号及び交付年月日		第 号	年 月 日
学術研究目的の場合	研 究 事 項		
	研 究 方 法		
農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的の場合	申請鳥獣の生息状況		
	被害の時期		
	被害農林作物		
	被害面積		
	被害見積額		
経費及び負担方法			
その他の目的の場合	鳥獣捕獲等の事由		

- 注1 共同申請の場合は、住所・職業・氏名欄は代表者について記入し、別紙1の鳥獣捕獲等許可申請者名簿を添付すること。
- 2 住所欄には、法人が申請する場合（従事者証の交付を受けようとする場合）以外は、所属機関の所在地ではなく、申請者本人の自宅の住所を記入すること。
- 3 共同捕獲による捕獲数は、原則として捕獲しようとする数を各人別に割り振ること。また、1頭を共同で捕獲するような場合においては、「合計〇人で1頭」と記入すること。
- 4 目的欄には、「学術研究」、「管理（被害防止）」、「管理（数の調整）」、「保護（傷病鳥獣）」等、捕獲等をする事由を記入すること。
- 5 期間は、必要最小限とすること。
- 6 区域は、捕獲地域が小面積に限られる場合には、大字又は字まで記載し、区域を明らかにした図面を添付すること。
- 7 方法欄には、使用する捕獲用具の名称を記入し、その構造、設置方法等を示す図面を添付すること。  
なお、麻酔銃を使用する場合は、使用薬名及び施用量を添付図面に記載すること。
- 8 捕獲個体の処理方法欄には、「放鳥獣（発信器装着、計測）」、「殺処分」等、捕獲個体の捕獲後の処置の方法を記入すること。
- 9 鳥獣保護区等の記入欄には、鳥獣保護区、休猟区、公道、自然公園法（昭和32年法律第161号）第14条第1項の特別保護地区、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けられた園地であって囲い又は標識によりその区域を明示したもの、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の原生自然環境保全地域、社寺境内、墓地、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は猟区内において捕獲等又は採取等を行うとしようとする場合にあっては、その旨を記載すること。
- 10 従事者の欄には、「別添名簿のとおり」と記入し、別紙2の従事者名簿を添付すること。
- 11 銃砲所持許可証の番号及び交付年月日の記入欄には、銃器を使用して捕獲等を行うとしようとする場合にあっては、当該銃器の所持について申請者（法人にあっては、捕獲等に従事する者）が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定に係る許可証番号及び交付年月日（所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第5条第2項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）を記載すること。
- 12 学術研究目的の場合、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的の場合及びその他の目的の場合の欄について、記載欄が不足する場合にあっては、「別紙のとおり」と記入し、別紙において詳細に記入すること。
- 13 捕獲等が依頼による場合にあっては、別紙3の鳥獣捕獲等依頼書を添付すること。
- 14 不要な文字は、抹消すること。